主 文

本件申立を棄却する。

昭和二八年六月二四日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
_	茂	Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
一 郎	唯	村	谷	裁判官